

## 熊本県産牛肉及び取扱指定店設置に関する要領

### (目的)

第1条 熊本県産牛肉消費拡大推進協議会（以下「協議会」という。）規約に基づき、熊本県産牛肉の銘柄確立と販売拡大を図るため、協議会が推進する牛肉の名称と定義を定め、併せて、これらの牛肉の販売拠点として熊本県産牛肉取扱指定店を設置するものとする。

### (名称・定義)

第2条 協議会が推進する県産牛肉は、「くまもとあか牛」、「くまもと黒毛和牛」、「くまもとの味彩牛」とし、それぞれの定義を以下のとおりとする。

#### (1) くまもとあか牛

- ① 熊本県内での肥育期間が12ヶ月以上であり、最長かつ最終飼養地が熊本県内であること
- ② 去勢牛または未経産雌牛であること
- ③ 肉質等級2以上の褐毛和種の牛肉であること

#### (2) くまもと黒毛和牛

- ① 熊本県内での肥育期間が12ヶ月以上であり、最長かつ最終飼養地が熊本県内であること
- ② 去勢牛または未経産雌牛であること
- ③ 肉質等級3以上の黒毛和種の牛肉であること

#### (3) くまもとの味彩牛（熊本県交雑牛統一ブランド利用協議会規約引用）

- ① 熊本県内での飼養期間が12ヶ月以上であり、最長かつ最終飼養地が熊本県内であること
- ② 去勢牛または未経産雌牛であること
- ③ BMS・No3以上、BCS・No4以下の交雑種（ホルスタイン種×黒毛和種）の牛肉であること  
但し、BMS・No4以上、BCS・No4以下でと畜前日までに24ヶ月齢を超える3等級以上は「厳選」のブランド名で販売を行ってもよい。

### (指定店の要件)

第3条 指定店の設置要件は、次の事項を満たしていることとする。

#### (1) 県産牛肉販売店

- ① 協議会が推進する牛肉を継続して販売すること。
- ② 協議会が推進する牛肉の名称を表示し、牛肉の部位等を明らかにした、公正な販売ができること。

#### (2) 県産牛肉利用料理店

- ① 協議会が推進する牛肉を使用した料理を継続して提供できること。

② 料理技術を有し、適正な価格で消費者に提供できること。

(3) 海外店舗の取扱量条件

① 販売店においては、年間600kg以上の取扱があること

② 料理店においては、年間200kg以上の取扱があること

(4) 共通

① 指定店として協議会が推進する県産牛肉のPR活動に積極的に取り組む活動及び意志があること。

(指定店の申請)

第4条 協議会規約第4条第3項に掲げる指定店は、次により設置するものとする。

(1) 国内店舗の場合

指定を受けようとする店舗は、別に定める「県産牛肉取扱指定店申込書（国内用）」を、協議会会員を經由して申請するものとする。

(2) 海外店舗の場合

海外店舗については、国内の流通業者等が申請を行うことができるものとする。流通業者等は、別に定める「県産牛肉取扱指定店申込書（海外用）」を、協議会会員を經由して申請するものとする。

(指定店の認定)

第5条 指定店の申請があったときは、第3条に定める指定の要件を基準として、協議会運営委員会においてその諾否を決定するものとする。

2 指定店設置を承諾したときは、指定店証等を交付するものとする。

(指定店の遵守事項)

第6条 指定店は指定店証を店頭に常時掲示しておくこと。

2 指定店は、年に1回、協議会が実施する取扱状況調査において、取扱銘柄及び量等の状況を報告すること。

(指定の取消)

第7条 指定店が、協議会規約並びに熊本県産牛肉及び取扱指定店設置に関する要領に違反する行為があると認められた場合は、協議会運営委員会の決議により指定を取り消すことができるものとする。

2 第8条に基づき委嘱されたモニターが調査する場合は、これを拒んではならない。

(モニターの設置)

第8条 指定店において、協議会が推進する牛肉の流通が適正に行われるとともに、指定店の要件及び指定店の遵守事項が適当であるか調査するため、必要に応じてモニターを設置するものとする。

- (1) モニターは協議会会員の職員及び一般消費者の中から会長が委嘱するものとする。
- (2) モニターは指定店について調査する。
- (3) モニターは調査結果について運営委員会へは報告しなければならない。

(指定店証の返還)

第9条 指定店は、前条及び指定店としての資格がなくなった場合には直ちに指定店証等を返還しなければならない。

(雑則)

第10条 その他指定店設置に必要な事項は、運営委員会で別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成15年 2月20日から施行する。  
この要領は、平成15年 7月28日から施行する。  
この要領は、平成17年 7月 1日から施行する。  
この要領は、平成20年 7月22日から施行する。  
この要領は、平成23年 9月12日から施行する。  
この要領は、平成29年10月17日から施行する。  
この要領は、令和 2年 2月26日から施行する。  
この要領は、令和 3年11月26日から施行する。



# 熊本県産牛肉取扱指定店申込書（国内用）

年 月 日

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会長 様

（申請者）住所 〒

社名

代表者氏名

印

電話番号

FAX

e-mail

熊本県産牛肉取扱指定店として指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、指定されたうへは、「熊本県産牛肉及び取扱指定店設置に関する要領」の規定を遵守することを誓約します。

## 記

### I 店舗情報

店名（屋号）	
住所	〒
代表者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail	
担当者氏名	
店舗HPのURL ※協議会HPに掲載します。	

### II 業態（該当する欄に○を付けてください）

県産牛肉販売店			
	小売店	卸業者	その他
			( )
県産牛肉利用料理店			
	飲食店	ホテル	その他
			( )



## 熊本県産牛肉取扱指定店申込書（海外用）

年 月 日

熊本県産牛肉消費拡大推進協議会長 様

（申請者）住所 〒

社名

代表者氏名

印

電話番号

F A X

e-mail

弊社取引先店舗について熊本県産牛肉取扱指定店として指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、指定されたうへは、店舗の適切な銘柄表示及び販売について責任を持って指導等を行い、「熊本県産及び取扱指定店設置要領」の規定を遵守することを誓約します。

記

### I 店舗情報

店名（屋号）	
国名	
住所	
代表者氏名	
e-mail	
担当者氏名	
店舗HPのURL ※協議会HPに掲載します。	

### II 業態（該当する欄に○を付けてください）

県産牛肉販売店			
	小売店	卸業者	その他
			( )
県産牛肉利用料理店			
	飲食店	ホテル	その他
			( )





